

三田市入札等参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）第5条第1項に基づき、三田市の発注に係る競争入札及び随意契約における見積合わせ（以下「入札等」という。）に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格の登録に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用業務種別)

第2条 この要綱に定める事項は、次の各号に掲げる業務種別に係る入札等について適用する。

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等
- (3) 物品・役務提供等

(入札等参加資格要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、入札等に参加することができない。

- (1) 当該入札等に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号から第3号まで又は三田市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成24年7月1日施行）第3条各号に該当する者
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札等代理人として使用する者でその事実があった後3年を経過しない者
- (5) 徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除き、法人税若しくは申告所得税、消費税及び地方消費税、三田市内に本店、支店若しくは営業所等がある場合における三田市市税を滞納している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項に該当する者

2 入札等に参加しようとする者が経常建設共同企業体である場合における当該

共同企業体が満たさなければならない要件については、市長が別に定める。

（資格審査）

第4条 市長は、次の各号に定める入札等に参加するために必要な資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

（1）定期審査 3年毎に、すでに三田市における入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録のある者及び新たに名簿へ登録されることを希望する者からの申請により、当該者について資格審査を行う。

（2）追加審査 前号に定める期間のほか、毎年度上半期及び資格審査該当年度以外の年度下半期に追加して新たに名簿へ登録されることを希望する者からの申請により、当該者について資格審査を行う。

2 資格審査を行おうとする場合、市長は、次の各号に掲げる事項を定め、三田市役所前掲示場への掲示、三田市広報紙への掲載及び三田市ホームページへの掲載により周知を図るものとする。

（1）資格審査の申請方法

（2）資格審査の申請に必要な書類及び当該書類の作成方法等

（3）資格審査の申請受付期間

（4）資格審査の申請を受け付ける業務種別

（5）申請を行うに当たり満たすべき要件

（6）その他必要な事項

（資格審査申請）

第5条 資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）は、審査を受けようとする業務種別ごとに入札等参加資格審査申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請の受付期間及び方法）

第6条 資格審査の申請の受付期間は、当該資格審査を行う月の1月前までに第4条第2項により周知を行う。

2 申請の方法は、三田市契約担当課の窓口へ入札等参加資格審査申請書及び必要書類を持参する方法又は同書類を郵送により提出する方法のいずれかによるものとする。

（審査及び登録）

第7条 市長は、第5条に定める申請があったときはこれを審査し、適当と認める

ときは、当該申請者を入札等に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）とし、第2条各号に掲げる業務種別ごとに作成する名簿に登録するものとする。

- 2 前項により入札等に参加する資格がない者とした当該申請者については資格審査結果通知を行い名簿の登録はしない。

（入札等参加資格の有効期間）

第8条 定期審査における有資格業者としての登録の有効期間は、当該登録された日の属する年度の翌年度から3年間とする。ただし、市長において3年間を限度として別に定めたときは、この限りでない。

- 2 追加審査における有資格業者としての登録の有効期間は、前項における有効期間の終期までとする。

（変更等の届出）

第9条 有資格業者が前条の有効期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札等参加資格審査申請書変更届により、すみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 有資格業者が次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 個人事業主が死亡したとき。

イ 法人等が合併、破産その他の理由により消滅又は解散したとき。

ウ 廃業したとき（一部廃業も含む。）。

エ 第3条第1項各号に該当することとなったとき。

オ 合併、分割及び事業譲渡（営業譲渡）に伴う変更があったとき。

カ 営業形態又は法人形態に変更があったとき。

キ 法令上必要な資格に変更があったとき（従たる営業所に関して変更があった場合を含む。）。

ク 有資格業者としての登録の全部又は一部を辞退するとき。

- (2) 有資格業者が次の事項を変更したとき。

ア 主たる営業所に関する事項

イ 商号又は名称

ウ 法人にあっては代表者の役職名及び氏名、個人にあってはその者の氏名

エ 従たる営業所（三田市に登録されているものに限る。以下同じ。）の代表者の役職名及び氏名（従たる営業所が新設又は廃止される場合を含む。以下オ

において同じ。)

オ 従たる営業所に関する事項

- 2 建設工事に係る有資格業者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に基づき経営事項審査を受審した場合は、受審後速やかに総合評定値通知書の写しを市長に提出しなければならない。

（入札等参加資格の取消等）

第10条 市長は、有資格業者が第3条第1項各号並びに前条第1項第1号アからエまで及びクに該当することとなったとき、又は不正の手段により有資格業者としての資格審査を受け、若しくはこれに協力したと認められるときは、当該有資格業者のとしての登録の全部又は一部の取り消し又は停止、登録内容の変更等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項に定める措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、入札等参加資格認定取消通知書によりその旨を通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、資格審査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。